

NO



働く人を守るため 立憲民主党は、 国民民主党と共同で、 カスハラ対策法案を提出しました!

職場において行われる顧客や利用者等による社会通念上許容される範囲を超えた言動(いわゆるカスタマー・ハラスメント)によって、働く人たちが心身に大きなダメージを受け、時に命にもかかわる深刻な問題になっています。立憲民主党は、4月25日、実効性あるカスハラ対策の措置を事業者に義務付け、現場の労使が相談・協力してカスハラから働く者を守るための法案(労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案)を国民民主党と共同で国会に提出しました。

立憲民主党の「カスタマーハラスメント対策法案」の概要

カスハラにより労働者の就業環境が害されないよう、
以下の措置等を事業者に義務付け

- 1 カスハラへの対処方針の明示・実施
- 2 労働者からの相談に適切に対応するための必要な体制整備
- 3 カスハラに関する正確な事実の把握等の事後対応、仮処分命令の申立ても含むカスハラを抑止のための措置その他の必要な措置



政府案(※)よりも働く人のために有効な法案です!

※労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案

現状

上司や会社が助けてくれず、
相談にものってくれなかった

公務・公共サービスの現場が
過剰クレームで疲弊している

どう対応して良いか
分からず、
ただ謝るしかなかった

心身に不調をきたして、
休職・離職を
余儀なくされた



立憲・国民案が成立したら…

○ 働く人がカスハラ被害に遭わないよう予防措置を講じるとともに、被害に遭った場合に事業者にも責任をもって対応してもらえるようになります。

○ 政府案と違って、

・ 悪質性の高い場合には裁判所に仮処分（電話禁止、入店・接近禁止など）を申し立てることができるなど、事業者がより実効性の高い措置を講じることができます。

・ 労働安全衛生法に規定するため、労働基準監督官などの体制を活用でき、労働者を守る責務を事業者にも果たさせるための実効性を確保します。また、安全衛生委員会等を利用することで、現場労働者の意見を踏まえたカスハラ対策が行われることとなります。

・ 国家公務員や事業者から委託を受けるフリーランス、フランチャイズ・オーナー等も保護の対象になるよう措置します。



立憲民主党は職場のあらゆるハラスメントをなくすことをめざします!